

2010 年 HNS 条約の国内法制化に関する検討委員会（2018 年度）の設置について

1. 背景・目的

1996 年 5 月、国際海事機関（以下「IMO」という。）において、「1996 年の危険物質及び有害物質の海上輸送に関連する損害に関連する責任並びに賠償及び補償に関する国際条約（仮称。以下「1996 年 HNS 条約」という。）」が採択されたが、諸問題により各国による条約の締結が進んでいないことから、発効要件は充足されておらず、今後も発効の見込みはない。このため、1996 年 HNS 条約の発効を阻害している諸問題を解決した上で同条約の目的を早急に達成すべく、同条約の内容を一部改正した上でその実施を義務付けるための新たな議定書の作成に向けた交渉が 2007 年から開始され、2010 年 4 月に「1996 年の危険物質及び有害物質の海上輸送に関連する損害に関連する責任並びに賠償及び補償に関する国際条約の 2010 年の議定書（仮称。以下「2010 年 HNS 議定書」という。）」が採択された（未発効）。

2010 年 HNS 議定書の締約国は、同議定書に加え、同議定書によって改正された 1996 年 HNS 条約にも法的に拘束されることとなる。このため、①2010 年 HNS 議定書及び②2010 年 HNS 議定書によって改正され、実施される 1996 年 HNS 条約を一体的に示すものとして、便宜上、「2010 年 HNS 条約」という名称が用いられている。

2010 年 HNS 条約は、既に構築されている船舶の貨物油による汚染被害に対する被害者補償の枠組み¹に倣って作成されたものである。船舶の海難等に伴う海洋汚染への対応に係る国際的枠組みは、①排出予防、②排出された場合の適切な防除、並びに③責任原則及び被害者補償により構築される。我が国は、関連条約の内容を、①及び②については全て、③については一部を国内措置済みであり、2010 年 HNS 条約についても、我が国が HNS の主要輸入国であることも踏まえ、国内法制化についての検討を行う必要がある。また、2010 年 HNS 条約は、被害者補償のための基金（HNS 基金）の設立についても規定しており、HNS 基金の運用の詳細等については、2010 年 HNS 議定書の発効時に同議定書の締約国間で検討を行うことが想定されている。これらの検討に主導的に関与するとの観点からは、2010 年 HNS 議定書の発効前に同議定書を締結することも念頭に、その国内法制化に向けた検討を行うことが望ましい。このため、本年 1 月には、（公財）日本海事センターの「2010 年 HNS 条約検討委員会（事務局：日本海事セン

¹ 「1992 年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約（注：便宜上の名称）」、「1992 年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約（注：便宜上の名称）」及び「1992 年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の 2003 年の議定書」

ター)」を設置し、関係業界団体にも参画いただき、2010年HNS条約の内容確認や精査等を実施したところである。

2010年HNS議定書は、①12か国（200万総トン以上の船舶保有国を4カ国以上含む。）以上が締結すること、及び②締約国が事務局長に報告する全暦年中の受取抛出貨物（一般勘定）の総量が4,000万トン以上に到達することを発効要件としており、これら2つの発効要件を充足した日の18か月後に発効する。本年4月にはトルコとカナダが締結し、現在の締約国は3か国となっている。昨年4月にはEUが同議定書の締結権限をEU加盟国に付与することを決定していることから、今後も締約国は増加すると考えられ、2010年HNS条約の国内法制化に関する我が国の方針等について、早期に検討を開始することが必要である。

以上を踏まえ、昨年度設置した（公財）日本海事センターの「2010年HNS条約検討委員会（事務局：日本海事センター）」に引き続き、今般、「2010年HNS条約の国内法制化に関する検討委員会（2018年度）」を設置し、2010年HNS条約の国内法制化に関する我が国の方針等について検討を行うものである。

2. 検討内容案

1. 2010年HNS条約の内容等

昨年度の「2010年HNS条約検討委員会（事務局：日本海事センター）」で検討した条約の内容等についての確認やHNS事故事例等の紹介等。

2. 2010年HNS条約の実施のために検討すべき事項

2010年HNS条約を実施・運用していくこととなった場合、HNS基金総会等で議論が必要となる事項等の整理。

3. 2010年HNS条約の国内法制化等に係る検討

2010年HNS条約の国内法制化に係る我が国方針、国内法制化に向けた課題等について検討。

4. その他

2010年HNS条約の国内法制化に関する我が国方針等を踏まえて、必要な事項を検討。

3. 検討スケジュール

2018年6月21日 第1回検討委員会

議事 本検討委員会について
2010年HNS条約の概要等
2010年HNS条約の国内法制化に係る論点
2010年HNS条約の国内法制化に向けた対応について

2018年7月～8月 第2回検討委員会

議題案 2010年HNS条約の国内法制化等に係る検討

2018年9月以降 第3回検討委員会

議題案 第1回、第2回検討委員会の議論を踏まえて検討

(以降、課題、論点等、検討委員会の議論を踏まえて検討)

以上